

「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」に係るパブリック・コメントの結果について

意見の概要	意見に対する区の考え方
違反者への罰則は厳しくしてほしい。	この条例では、正当な理由がなく警告に従わない者に過料を科すことができることとしています。
「客引き駆け込み 110 番」の POP を交番に立てる、通報 Web サイトの開設と現場写真の募集等、民間人などからの苦情を受け入れやすい体制がほしい。	御意見として承り、管轄警察署とも連携した対策推進において参考とさせていただきます。
不規則でも客引きリスクは高まるので、私服警官等で駅前巡回してほしい。	管轄警察署と連携して対応してまいります。
行政からの厳重注意、厳罰を求める。	この条例では、正当な理由がなく警告に従わない者に過料を科すことができることとしています。
客引き当人は勿論、店（無許可、看板なし含む）も取り締まってほしい。	客引き行為等については、条例に両罰規定を設け、法人・経営者等にも適切に対応してまいります。また、無許可営業している店舗に対しては、関係機関と連携して適切に対応してまいります。
違反者個人に対して「指導」「警告」「過料」が、当該違反行為を委任または命令した法人等に対して「資料の提出など必要な調査」「違反者と同等の過料」が科されると受け取れるが、両者を比較した場合、どちらかといえば、個人に違反行為を委任または命令した法人への措置を重くすべきではないか。	条例に両罰規定を設け、法人・経営者等にも適切に対応してまいります。
「ピンクちらし」について注釈では表現や受け取り方の違いを楯に、条例の網もすり抜けられる。本当に「ピンクちらし」という表現で良いのか、また「ピンクちらし」が何を指し示すのか、しっかり定義してほしい。	「ピンクちらし」については、条例で定義させていただく予定です。
施行後も継続して対策が取れるよう、進め方・計画・スケジュール・方法論・予算の有無等を具体的に示してほしい。	本条例案に基づく措置等については、区ホームページ等で公表してまいります。